

2020年4月22日

日本人学校協同組合組合員各位

4月・5月バス料金についての対応および通学バス一時利用停止の一時停止について

日本人学校協同組合
理事長 小淵貴裕

日頃より通学バスの安全運行にご協力いただきありがとうございます。

さて、昨日シンガポール政府より、サーキットブレーカーを6月1日まで延長するとの発表がされました。これに伴い、日本人学校各校も在宅指導・家庭学習の延長等の対応を行うこととなりますので、通学バスも6月1日まで運休させていただくこととなります。

これにより、通学バスが4月・5月とも運休することとなりますので、この期間のバス料金についての本組合の対応をご説明させていただくとともに、通学バス一時利用停止届受理の一時停止についてご連絡させていただきます。

(4月・5月バス料金についての本組合の対応)

通学再開時のスムーズなバス運行再開を前提に、組合員の皆様の利益を最大限守るために、政府補助スキーム、他校・他のバス会社等の動向を踏まえて、バス会社とバス料金の減額交渉を行い、実現した減額分を速やかに組合員へ返金させていただきます。

(通学バス一時利用停止の一時停止)

「通学バス利用の手引き」6-2-(2)に定めている、バス利用一時停止届の受理を原則として一時停止させていただきます。期間は、本日より当面の間とさせていただきます。但し、一時帰国に伴う一時停止については受理致します。

(通学バス一時利用停止の一時停止の理由)

上記規定は、前月末までに利用停止申請することで、翌月のバス料金の支払いを止めることを定めております。そもそもこの規定は今回のような事態を想定しておりませんが、規定上、今月中に利用停止申請をした組合員からは来月のバス料金をいただくことができなくなります。今回サーキットブレーカー延長が4月中に発表されましたので、利用停止申請が殺到した場合、本組合の収入が激減する可能性があります。一方で、本組合としては、バス会社に対して、契約上支払いを継続しなければなりませんので、最悪の場合、資金がショートし、組合が破産し、解散せざるを得なくなります。その最悪の事態を避けるための措置とご理解くださいますようお願い致します。

最後に、組合員の皆様方にはこの様なお願いをする事になり大変心苦しい限りです。繰り返しになりますが、通学バスのスムーズな再開に備えつつ、組合員の皆様の利益を最大限守ることが組合の使命と考えておりますので、このかつてない難局を乗り切るため、皆様のご理解とご協力を頂けます様重ねてお願い申し上げます。

以上